

# SEC フラッシュレポート

## 経営者による財務報告に係る内部統制評価の解釈指針案を SEC が最終化

(2007 年 5 月 23 日)

本日、証券取引委員会 (SEC) は財務報告に係る内部統制 (ICFR) の評価について経営者向けの解釈指針を最終化し公表することで合意した。

受け取ったパブリックコメントに基づき、指針は規則ではなく解釈であることを SEC スタッフが勧告することで、今後の修正と改善がしやすくなった。

解釈指針に加えて、SEC は次のアクションを承認した。

- (1) 経営者による年次評価を要求している証券取引法の規則 13a-15(c) 及び 15d-15(c) の中に、解釈指針に準拠して評価を行えば規則の要請を満たすことができる、との記載を追加する修正を採択。 SEC スタッフは、ICFR を評価する手法が何通りもあることを認識しており、解釈指針に準拠した評価が 404 条の要請を満たすことを明示するのが今回の修正の目的である。ただし、企業の中には既に過年度において別の手法により 404 条の要請を満たしているところもあるので、そのような企業では解釈指針に合わせるための変更等は不要である。
- (2) レギュレーション S-X の規則 1-02(a)(2) 及び 2-02(f) を修正して、監査報告書の中で ICFR の有効性について直接意見を表明することを求める修正を採択。 この修正は、経営者の評価プロセスに対する監査人の意見表明を正式に廃止するものである。
- (3) 証券取引法の規則 12b-2 及びレギュレーション S-X の規則 1-02 に、「重大な欠陥」の定義を追加する修正を採択。 SEC は、重大な欠陥を「企業の年次または四半期の財務諸表における重要な虚偽記載が適時に予防又は発見できない合理的な可能性があるような、ひとつ又は複数の ICFR の不備」と定義している。SEC スタッフは、PCAOB

もこの定義を採用することを期待していると述べた。

- (4) 証券取引法の規則 12b-2 及びレギュレーション S-X の規則 1-02 に、「重要な不備」の定義を追加する修正を提案。 パブリックコメントの多くが SEC にこの用語の定義を求めていた。PCAOB は監査基準に対する改訂案の中で定義を示しているが、SEC は経営者向けの指針案の中で定義を示していなかった。経営者が監査基準に定義を求めずすむように、また、宣誓を行う役員が重大な欠陥と重要な不備を監査委員会と監査人に開示することを規定している 302 条の観点からも、SEC はその用語を定義することに同意した。SEC は、定義を提案してパブリックコメントを求めることから、このプロセスを始めようとしている。興味深いことに、SEC の提案した定義は、重要な不備を「重要ではないが、企業の財務報告を監視する責任を負うものが注意を払うに十分値するような不備」と定義している。それゆえこの定義案は明らかに発生可能性についての基準は含んでおらず、もっぱら重要性に焦点をあてている。

SEC のチーフアカウントのコンラッド・ヒューイット氏は、これらのアクションの全体的な目的は、信頼できる財務報告の作成を支援し、重大な欠陥についてより適時な情報公開を促すものであると述べている。また、経営者は SEC の指針を用いることで、原則主義に則った、より効率的で効果的な評価を実施できるようになるとも述べている。彼は、指針に示された効率性と有効性とのバランスが、まだ ICFR の評価を行っていない小規模会社にとって特に重要であると考えている。各企業は、固有の事実と状況を勘案して、この指針を利用すべきである。

さらに、本日のミーティングで、SEC は非早期提出会社に対する 404 条対応の期限をこれ以上延期するつもりはないと明言した。それゆえ、非早期提出会社は去年の 12 月に規定された現

状の404条対応の期限を遵守しなければならない。この延期措置は、国内外の非早期提出会社が、2007年12月15日以降に終了する事業年度から、監査を受けていない内部統制報告書を年次報告書に含めて提出しなければならないと定めている。監査証明はその翌年の2008年12月15日以降に終了する事業年度から要求されている。2006年12月15日付のSECフラッシュレポートSECが小規模会社及び新規公開会社に対する404条対応の要請をさらに緩和一に関連する内容が記載されており、[www.protiviti.com](http://www.protiviti.com)にて詳細が入手できる。

### 委員長のオープニングコメント

SEC委員長のクリストファー・コックス氏は、SECとPCAOBは、「よりリスクの高い財務統制に対して経営者に一層の注意を向けさせる」ような、費用対効果が高く効率的な404条対応アプローチを確立するためのロードマップを、1年程前に発表したと指摘した。昨年の12月に、SECは経営者のための指針を提案した。同時に、PCAOBは既存の監査基準第2号の広範な改訂を提示した<sup>\*</sup>。コックス委員長は明日のPCAOBの会議で監査基準第2号の最終改訂が決定することに触れながら、SECとPCAOBのスタッフが緊密に協力してこのプロセスにひとつの結論をもたらしたと述べた。彼はまた、SECの目的は2007年度の監査に影響を与えることであり、SECとPCAOBのスタッフは、総力を挙げて「2007年の404条対応に積極的且つ重大な影響を与えるだろう」との見解を示した。

コックス委員長は、サーベンス・オクスレー法によって投資家の信頼が高まったこと、404条の要求するICFRの有効性についての開示はあらゆる規模の企業にとって必要なものであることを強調した。しかし同時に、彼は、404条が硬直的で過剰な負担をもたらす、無駄の多いものとなることは、議会が意図したことで決まっていとも指摘した。議会が法案を制定した目的は、投資家にとって意味のある情報を、資源を浪費することなく提供することである。SECの経営者向けの指針は、不必要な404条対応の費用を可能な限りなくすことで低減し、どのような規模の企業にとっても404条対応プロセスが適切な規模となり、同時に投資家にも利益をもたらすことを意図している。

指針はあらゆる規模の企業に役立つが、小規模会社は特にメリットが大きいだろうとコックス委員長は述べている。

最後にコックス氏は、小規模会社はSECの最終指針から適正化のメリットを享受するので、今以上の404条対応の期限延期は必要ないと結論付けている。彼は過去に、SECが適時に指針を公表できない場合、小規模会社については報告期限をさらに延期するかもしれないと述べていたが、本日発表された最終指針により、SECのスタッフはこの種の議論に終止符を打ち、委員たちも合意した。委員長は非早期提出会社による財務諸表の訂正が相次いでいる昨今の状況に関する報道に暗に触れ、小規模会社による404条対応がSOX法の趣旨を推進するものであることにも付言した。

### 解釈指針案の変更

SECのスタッフは解釈指針案の根本的な改訂は不要であると述べたが、2つの主要な原則について、内容を明確にして改善を行った。

- (1) 経営者は、重要なエラーや虚偽表示が適時に予防又は発見されないリスクに十分に対応できるようなICFRが実施されているかどうかを評価すべきである。
- (2) 経営者のICFRの評価はリスク評価を基にすべきである。

解釈指針では、経営者は、財務報告の信頼性に対するリスクの高い分野に焦点を絞るために評価の内容と範囲を調整することができる。

IT全般統制、リスク評価及びリスクが評価手法の性質とタイミングと範囲にどのような影響を与えるかについて、解釈指針の中に事例を盛り込むべきだという一部のパブリックコメントについて、SECスタッフは慎重な検討が必要だと述べた。スタッフは、事例の追加があたかも明確な線引きが可能であるかのような「〇×式」の対応や「画一的な」対応をもたらす、チェックリストの追加へとつながるような反対の結果を生むと考えている。

※2006年12月13日付けの「SECは経営者による内部統制評価に関する解釈指針案と監査人による意見表明の変更を提案」、及び2006年12月26日付けの「SECの経営者による内部統制評価に関する解釈指針案の概説」の2つのフラッシュレポートを参照。これらのフラッシュレポートは、SECの指針案の内容を解説しており、[www.protiviti.com](http://www.protiviti.com)で入手可能である。

スタッフは、実質的な有効性よりも形式面を重視した評価を避けたいと考えている。

しかしながら、SECスタッフは解釈指針案にいくつかの修正を行うことを決定し、今回の会議において、以下に示す4つの分類に従ってそれらの修正点を示した。

- SECの解釈指針とPCAOB監査基準第2号の改訂との整合性を図ること：**両者には用語、定義及びアプローチに相違があり、PCAOBの監査人に対するより規範的な要請が効率性を制限してしまうとのパブリックコメントがあった。これに対応するため、SECとPCAOBのスタッフはより緊密に連携を取り、特に、重大な欠陥の定義及び財務報告リスクを特定する際に考慮すべき要因についてすり合わせを行った。いくつかの違いは指針の最終版と監査基準第5号（AS5）との間に残ることになるが、SECのスタッフによれば、これらは矛盾ではなく、経営者と監査人との役割および責任の違いによることである。経営者は、ビジネスへの日々の関与から、ICFRの評価をどのように行うべきかについて、監査人には得ることのできない知識と情報をもつことになる。監査人は内部者としての視点は持ち得ないため、アプローチが異なるのは当然である。
- 組織レベルのコントロールが経営者の評価にどのような影響を与えるかについて、より明確な説明をすること：**SECのスタッフは、組織レベルのコントロールと財務報告要素との関連についても議論を行い、組織レベルのコントロールの中には、虚偽表示を発見するにあたって、間接的ではあるが重要な影響をもつものがあることを明確にした。したがって、一部の組織レベルのコントロールが他のコントロールの不備を発見するように設計することができる。このような場合、経営者は、まず、財務報告リスクに十分に対応するための勘定科目や取引レベルで機能するコントロールを特定するであろう。また、経営者は、組織レベルのコントロールと取引レベルのコントロールの両方を考慮しなければならない。経営者が特定するコントロールは、ICFRの有効性を支える組織レベル及びその他の全般的なコントロールを含むべきで

ある。さらに、経営者は、財務報告の信頼性を確保するために必要な統制環境及びその他のコントロールを検討すべきである。

- 自己評価と継続的なモニタリング活動の利用を検討すること：**SECのスタッフは、解釈指針案の中で、自己評価と他のモニタリング活動がどのように経営者の評価プロセスの根拠となるのか、また、様々な形を取りうるかについても説明している。経営者の評価において、ICFRの有効性に関する情報を単に独立した第三者のテストにのみ依拠するのではなく、重要なビジネスプロセスにおける日々の活動や関与から入手する方法として、これらの活動は重要なものである。解釈指針は、経営者がテストの証拠を評価する際に、これらの活動を行う個人の客観性を検討することを勧めている。個人の客観性を評価する際に、経営者は絶対的な結論に達することは求められていない。客観性についての経営者の評価は、職務の機能、社内での地位、評価されるプロセスとの関係により様々なものになりうる。ICFRの有効性の根拠となる証拠の十分性を評価する際に、客観性の評価を考慮すべきである。
- 財務報告の粉飾のリスクに焦点を絞ること：**指針案はこの件に関してあくまで一般的な論点に対応したものであったが、SECは最終指針において、財務報告の粉飾のリスクはほとんど全ての企業で起こりうるとの説明を追加した。不正リスクがあるということは不正が起きているということではない。厳格な評価を実施すれば、財務報告プロセスにおいて経営者が内部統制を無視するリスクを含む、財務報告の粉飾のリスクに対処できるであろう。SECのスタッフは、ほとんどの企業がこの問題を検討すべきであると強調している。したがって、あらゆる規模の企業は、経営者による内部統制の無視を予防又は発見するコントロールをもつべきである。

追加的な論点としては、小規模会社による404条対応と、小規模会社が不釣り合いな404条対応費用を負担するのではないかと懸念に、最終指針が十分に対処しているかどうかを検討している。一部の議員が、小規模会社のための報告期限の延長を要求していたので、これは特に慎重を要する論点である。

SECのスタッフは、小規模会社の経営者は、現状の報告期限を遵守することが可能であり、以下の2つの疑問に焦点をあてる必要があることを強調している。

- (1) 従業員は信頼に足る財務諸表を作成するために実施すべきことを理解しているか？
- (2) 従業員が職務を果たしていることを確かめるために何を必要とする必要があるか？

SECのスタッフは、解釈指針に従うために多大な費用をかける必要はなく、小規模会社がSECの最終指針を利用することは費用対効果の高い方法で達成可能であると述べている。

### その他の議題

SECのスタッフは、間もなく、よくある質問 (FAQ) のガイダンスを更新して発表する予定であることにも言及した。これに関して、特に、外国私企業に関する懸念に対応するための質問が複数追加される。

SECは、重大な欠陥の定義から四半期財務諸表に言及した部分を削除すべきとの一部のパブリックコメントには対応しなかった。SECのスタッフは、当該文言を削除したとしてもICFRを評

価しテストする作業が大幅に削減されるわけではないと考えている。スタッフは、期中での重要性は、不備の評価と不備が四半期財務報告に与える影響だけに限定されると述べた。404条の評価の計画は、年次レベルの重要性のみに基づいている。

SECは他の議題についても検討を行ったが、上記の議題が404条への対応を改善することを目的に過去10ヶ月以上にわたる努力に特に関連するものである。その他の成果は、ICFR監査の最終基準の採択、その他の監査基準の修正及び独立性に関する規則の修正として、明日のPCAOBの公開会議で報告されるであろう。採択されれば、AS2は新しい監査基準 (AS5) に置き換わる。本日の会議において、複数のSEC委員は、効率的な404条対応プロセスの達成は、PCAOBの監査基準の最終版と外部監査人による新基準の適用に依存するとの意見を表明している。プロティビティはPCAOBの公開会議の結果を取り上げたフラッシュレポートを明日発行する予定である。

### まとめ

このフラッシュレポートは2006年12月付けのレポートで取り上げたSECの指針案の修正に焦点をあてている。SECの最終指針が公表されれば、[www.sec.gov](http://www.sec.gov) に掲載されるであろう。